

(別紙)

新規事業の概要

名称	住宅取得支援事業	単身者賃貸住宅あんしん すまい保証制度	木造住宅解体工事費補助金
事業 目的	中古住宅の購入費を補助し、 「空き家の発生予防」「中古 住宅の流通」「転入及び定住」 の促進を図り、地域で支えあ う住環境を実現する	安否確認や原状回復費用の 補償を行う居住支援サービ スへの初回登録料を補助し、 単身者の住まいの安定確保 を図る	耐震性のない木造住宅の解 体工事費を補助すること で、市内の更なる耐震化の 促進を図る
助成 対象	中古住宅の購入 ＜子育て世帯支援型＞ 親が 50 歳未満かつ 子が 18 歳以下 (R5. 3. 31 時点) ＜近居同居支援型＞ 親が市内に 1 年以上居住、 子が住宅の購入者	居住支援サービスの初回登 録料 ＜対象サービス＞ ・安否確認 ・居住者の死亡に伴う修繕等 の原状回復費用の補償	耐震性のない木造住宅の解 体工事 ＜対象住宅＞ ・昭和 56 年 5 月 31 日以前 に建築確認を受け、建築 工事に着手した住宅 ・耐震診断の結果、総合評 点が 1.0 未満の住宅
助成 金額	最大 50 万円 (基本額 30 万円＋ 加算額各 10 万円) ＜加算条件＞ ①市外からの転入者 ②「中古住宅流通促進区域」 の住宅を購入	居住支援サービスの初回登 録料に相当する額 (上限 1 万円)	最大 50 万円 (基本額 30 万円＋ 加算額各 10 万円) ＜加算条件＞ ①所有者等が非課税世帯 ②当該住宅が空き家
申請 期間	5/9 (月) ～ R5. 2/28 (火)	随 時	4/11 (月) ～12/28 (水)

※「中古住宅流通促進区域」は、都市計画において低層住宅地として良好な住環境が形成されている「第一種低層住居専用地域」を指定します。

※いずれの事業も予算額に達し次第終了します。

※このほかの要件等の詳細は市ホームページなどで公表予定です。

